

70歳以上の現役並み所得者に対する 限度額適用認定証の発行について

平成29年8月の高額療養費制度改正により、**平成30年8月から70歳以上の現役並み所得者**(標準報酬月額28万円以上)の区分が細分化されます。

そのため、下表の「**現役並みⅠ**」と「**現役並みⅡ**」に該当する方に、**限度額適用認定証が発行**されます。(※現役並みⅢや一般区分に該当する方の限度額適用認定証はありません。)

限度額適用認定証の発送日

平成30年7月5日(木) ※被保険者住所宛

【注意点】一斉発送となるのは今回のみです。

平成30年8月1日以降は、**現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ**の加入者からの申請により、**限度額認定証を発行**します。

【70歳以上75歳未満の方】 〈平成30年8月診療分〜〉

被保険者の所得区分		自己負担限度額		限度額適用認定証
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)	
現役並み	現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数該当: 140,100円]		なし
	現役並みⅡ (標準報酬月額53~79万円)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当: 93,000円]		あり
	現役並みⅠ (標準報酬月額28~50万円)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当: 44,400円]		あり
一般	一般 (標準報酬月額26万円以下)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当: 44,400円]	なし
低所得者	住民税非課税 低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	あり
	住民税非課税 低所得Ⅰ		15,000円	あり

～平成30年8月1日以降に医療機関を受診する際には～

現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方が、平成30年8月1日以降に医療機関を受診する際は「健康保険証」・「高齢受給者証」・「限度額適用認定証」の3点を医療機関窓口に表示することになります。

現役並み所得者Ⅲや一般区分の方は、これまで通り「健康保険証」と「高齢受給者証」を医療機関窓口に表示して下さい。

【お問い合わせ・申請先】

〒754-8522 山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3
全国健康保険協会山口支部 業務グループ
TEL: 083-974-0530

申請手続きの際は郵送での
ご提出をお願いします。

